

工場新增設促進のための関連法令の規制緩和

国家戦略特別区域工場等新增設促進事業

国家戦略特別区域法第20条の2 令和3年8月1日施行

特例措置前

○工場新增設の際に確保すべき緑地面積等については、国が基準(準則)を定め、市町村は国が定めた基準の範囲内で基準を設定。

(規制の根拠)

- ・工場立地法第4条第1項又は第4条の2第1項
- ・地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項又は第10条第1項

ニーズ

○確保すべき緑地面積等が制約となり、工場の新增設が進まない。

特例措置

○国家戦略特別区域工場等新增設促進事業の実施区域においては、工場敷地の緑地面積率等の基準緩和が可能。

※以下の事項を区域計画に記載。

- ・事業実施区域
- ・既存準則に代えて適用しようとする準則の内容
- ・事業の実施に際し配慮すべき生活環境との調和に関する事項

(例)

- ・工場を新增設する区域が、緑地、河川等に隣接していること
- ・同区域に相当規模の緑地、公園等が存在すること
- ・同区域内の貴重な樹木や樹木の集団について適切に保存の措置が講じられていること
- ・同区域周辺の水害等の発生を助長しないようにすること
- ・同区域の近傍に、代替的な緑地等を整備すること

効果

○国内の生産拠点の整備を促進、物流機能を強化